# 令和７年度　第１回生駒市文化財保護審議会

## 会　議　次　第

日　時　令和７年８月２８日（木）
　　午後２時００分から
場　所　生駒ふるさとミュージアム 多目的室

〈案件〉

１　市指定文化財の新指定候補について

２　令和７年度事業執行状況について（中間報告）

３　その他

＜配布資料＞

資料１　　生駒市文化財保護審議会委員名簿
資料２　　文政１３年おかげ参り柄杓について
資料３　　旗本堀田家（中谷吉兵衛発行）銀札版木について
資料４　　令和７年度事業執行状況
資料５　　生駒市内指定文化財一覧表
資料６　　生駒市文化財保護条例

資料1

# 生駒市文化財保護審議会委員名簿

（五十音順　敬称略）

| 氏　　名 | 略　　歴 | 備　考 |
|---|---|---|
| 谷山　正道 | 元 天理大学文学部教授<br>生駒市史編さん委員会 委員長 | 副会長 |
| 中谷　八榮子 | 元 東大阪市立玉串小学校校長<br>萩の台文化財保存会 | |
| 藤澤　典彦 | 元 大阪大谷大学文学部教授 | 会長 |
| 前川　歩 | 畿央大学健康科学部<br>人間環境デザイン学科　准教授 | |
| 吉川　真司 | 京都大学名誉教授<br>生駒市史編さん委員 | |

※　委嘱期間　令和６年６月１日～令和９年５月３１日

資料2

# 1. 文政 13 年おかげ参り柄杓　指定文化財調書（案）

| | |
|---|---|
| １．文化財の種類 | 有形文化財（歴史資料） |
| ２．名称及び員数 | 文政 13 年おかげ参り柄杓　1 点 |
| ３．所在地 | 生駒市東新町 8 番 38 号<br>生駒市役所 |
| ４．所有者等の住所・氏名 | 生駒市東新町 8 番 38 号<br>生駒市長　小紫 雅史 |
| ５．管理者の住所・氏名 | 生駒市山崎町 11 番 7 号<br>生駒ふるさとミュージアム　館長　山内 紀嗣 |
| ６．材質・法量等 | 竹製・直径 6.2 ㎝（上部）、高さ 5.5～5.8 ㎝<br>内面：（加工痕）横方向の削り（口縁端部）<br>（墨　書）なし<br>外面：（加工痕）横方向の削り（口縁端部）<br>不定方向の磨き（胴部）<br>横方向の削り（底部寄り）<br>（墨　書）「大神宮」「和州俵口村文七」<br>「文政十三年寅之■」「おかげ参り」<br>底面：（加工痕）内外面とも無加工<br>（墨　書）「うる（閏）三月二日」 |
| ７．時代 | 江戸時代後期<br>墨書銘：文政 13 年（1830） |
| ８．説明 | 本品は、文政 13 年のおかげ参りの際に俵口村文七が携行した柄杓である。昭和 59（1984）年 3 月に市民から市へ寄贈を受け、現在は生駒ふるさとミュージアムで保管している。<br>本柄杓は、薄板状の杉や檜を用いた曲物ではなく、竹を削り出して制作したもので、茶道の点前道具に酷似した上質な仕上がりである。現状は、器（合：ごう）のみが現存し、柄は欠損している【写真 1】。<br>法量は、器の高さ約 5.5～5.8 ㎝、上端部の直径約 6.2 ㎝、底部径約 5.2 ㎝、胴部径 6.6 ㎝を測る【写真 2】。器壁の厚みは 0.5～0.6 ㎝である。<br>外面は表皮を削り磨き、底部寄り約 1/3 の範囲及び、口縁端部では横方向に削り込んで丸みを持たせている【写真 3・4】。底部は内外面とも無調整【写真 5・6】で節の形状をそのまま活かしており、外面は中央部寄りが凸 |

| | |
|---|---|
| | 出する【写真 7】。<br>内面は、口縁端部を 3 ㎜から 6 ㎜程度で横方向に削るのみで、それ以下は無調整である【写真 7】。<br>刺し通しの柄の痕跡は、上部 1/3 の位置にある直径 0.8 ㎝の穿孔と内面の対角線上に残る直径 0.5 ㎝の円形の内刳りである【写真 8】。器（合）の容量は 100ml である。<br>次に外面の墨書は、縦書きの「大神宮」を中心に、向かって左側には円周に平行した縦書きで「和州俵口村文七」「文政十三年寅之■」、向かって右側には「おかげ参り」と記される【写真 9～15】。一方、底部には 3 行縦書きで「うる（閏）三月二日」と記される【写真 6】。以上の内容から、おかげ参りに参加する際に製作されたものであることが理解できる。<br>おかげ参りとは、江戸時代に起った伊勢神宮への集団参詣のことであり、全国各地から多くの人々が伊勢神宮を目指した。おかげ参りは、およそ 60 年周期で発生し、宝永２年(1705)、明和８年(1771)、文政 13 年(1830)などが著名で、数百万人が伊勢神宮を参詣した。<br>江戸時代には街道が整備され、往来手形の発行も容易になったため、神社仏閣等を巡る旅もさかんになっていった。特におかげ参りについては、通常戸主が代表となって参詣する伊勢講の事例とは異なり、貧富の差、大人・子供、性別に関わりなくあこがれの聖地を参詣できる千載一遇の機会であった。参宮道沿いの町や村では、参宮者に対して宿・食事・風呂などを提供する施行(せぎょう)と呼ばれる接待が行われ、参宮者は柄杓を差し出すと、無償で宿や食事などを提供してもらうことができた。柄杓は安心・安全に道中を進むための重要な旅道具であったといえる。<br>文政 13 年のおかげ参りは、閏 3 月の初めに阿波国から発生し、8 月末頃まで続いた。その間の参宮者は 400 万人を超えるものであったといわれている。この柄杓の墨書から俵口村の文七は、いち早く参宮したことがうかがえる。<br>この文七については、俵口村の井山松右衛門が書き残した文政 11 年の「年中萬覚帳」(生駒市所蔵)の記載により、当時庄屋を務めていた松右衛門の家族であったことがわかる。また、松太郎が松右衛門の跡を継いでいるこ |

| | |
|---|---|
| | とから、当家の戸主となる立場にはなかったことも推し量られる。本柄杓は、そうした立場にあった文七がおかげ参りに参加し、伊勢参宮という願いを叶えた際に携えたものであり、その質の良さは彼が庄屋の家族であったことに対応するものであろう。<br>　おかげ参りの柄杓は、「御陰参宮文政神異記」によると、一般的には参宮者が外宮にたどり着くと、持参した柄杓をその場に置いて帰るのが習わしになっていたようであり、おかげ参りの柄杓が伝承・現存すること自体が珍しい。併せて携えた人物の記名もあることから、当時全国各地で大流行したおかげ参りの様子をより具体的に物語るものであり、市指定文化財として指定するにふさわしい貴重な歴史資料であるといえる。 |
| ９．備考 | 保存・活用に係る評価<br>　令和 4 年度冬季特別展「生駒とおかげ参り」では、展示資料として約 1 か月半出陳した。現状でも保存状態は良好であるので、墨書の劣化を予防しながら、定期的な展示資料として生駒ふるさとミュージアムでの公開活用を積極的に進める必要がある。<br><br>現状と課題<br>　柄杓に記された墨書は、器の側面及び底面に列記されているため、展開写真を活用し、全面に記された墨書の状況が理解できるような補助資料の作成が必要である。併せて、欠損している柄についても絵図などを参考に最適な復元案を検討する必要がある。 |
| １０．その他参考となるべき事項 | 〈おかげ参りに関連した柄杓の事例〉<br>・おかげ参り柄杓奉納額(榊　金峯神社)…相生市有形民俗文化財（平成１２年１０月２５日指定）<br>　縦 93.4 ㎝、横 60.2 ㎝「奉納　文政十三年寅閏三月十五日、御神前参宮　おかげどし、氏子　男十三人組、柄杓の柄には太神宮、杓にはおかけとし」と記され、金峯神社の拝殿に奉納される。文政 13 年(1830)に参宮した記念として「おかげ参り柄杓」12 本を額に打ち付けて、鎮守社に奉納したもの。(相生市公式 HP より抜粋)<br><br>・「御陰参宮文政神異記」<br>　伊勢出身の箕輪在六が自身の見聞や聞き取りに基づ |

| | |
|---|---|
| | き、おかげ参りの様子を天保３年(1832)に書き記したもの。上下２巻。本文中の挿図（縦２２．８㎝、横１５．６㎝）に「外宮北御門橋杓積たる図」があり、うず高く積み上げられた柄杓の山に向かって、旅姿の参宮者が柄杓を１本投げ入れている様子が描かれている。諸国から柄杓を携えて伊勢を訪れた参宮者たちが、外宮に到達した際に北御門橋の脇に柄杓を置いて帰るのが習わしとなった様子が描かれている。（三重県総合博物館公式 HP より抜粋）<br>〈おかげ参りに関わる古文書の指定事例〉<br>・文政 13 年おかげ参り施行関係文書(29 点)…御所市指定文化財第 4 号(歴史資料)（平成１８年４月１日指定）<br>3 月 4 日から 9 月 8 日までの間に御所町の人々が対応した 9,700 人を超える国内各地からの参宮者に対する施行（宿泊・食事・風呂などの世話）記録、施行に対する礼の歌、施行所に掲げられた看板などの様々な資料。（御所市公式 HP より抜粋） |

【写真1】文政 13 年おかげ参り柄杓（刺し通しの柄を復元装着）

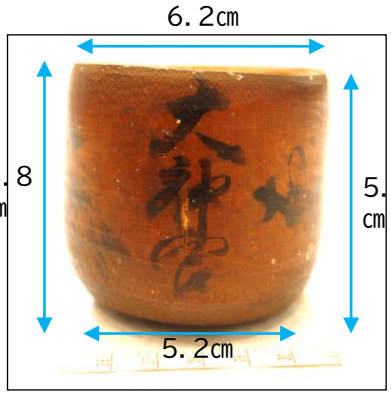


【写真2】直径と高さ

【写真3】外面 横削り

【写真4】外面 横削り（天地逆）

【写真5】底部内面 無調整

【写真6】底部外面 無調整

【写真7】底部外面中央が凸出

【写真7】内面口縁端部を横削り

【写真8】刺し通し柄の穿孔（右）と内刳り（左）

【写真9】外面墨書の展開写真

【写真10】「大神宮」

【写真11】「おかげ」

【写真12】「参り」

【写真13】「文政十三年」
「寅之■」

【写真14】「和州」
「俵口村」
「文七」

【写真15】「和州」
「俵口…」「大神宮」
「文…」

資料3

# 2. 旗本堀田家(中谷吉兵衛発行)銀札版木　指定文化財調書(案)

| | |
|---|---|
| 1．文化財の種類 | 有形文化財（歴史資料） |
| 2．名称及び員数 | 旗本堀田家（中谷吉兵衛発行）銀札版木<br>①銀五匁版木：表裏各 1 点、附 木箱 1 箱<br>②銀壹匁版木：表裏各 1 点、附 木箱 1 箱<br>③銀壹匁版木：表裏各 1 点、附 木箱 1 箱<br>④銀五分版木：表裏各 1 点<br>⑤銀三分版木：表裏各 1 点、附 木箱 1 箱<br>⑥銀貳分版木：表裏各 1 点、附 木箱 1 箱 |
| 3．所在地 | 生駒市東新町 8 番 38 号<br>生駒市役所 |
| 4．所有者等の住所・氏名 | 生駒市東新町 8 番 38 号<br>生駒市長　小紫 雅史 |
| 5．管理者の住所・氏名 | 生駒市山崎町 11 番 7 号<br>生駒ふるさとミュージアム　館長　山内 紀嗣 |
| 6．材質・法量等 | [材質]版木：ヒノキ、貫木：材質不明、箱：スギ<br>[法量]別表参照 |
| 7．時代 | 江戸時代末期(幕末)<br>慶応元年(1865) 7 月 |
| 8．説明 | 本品は、大身の旗本であった堀田家(4,200 石)が慶応元年(1865)に発行した銀札(紙幣)の版木である。<br>堀田家は、慶長 6 年(1601)に知行地を加増されて、大和国内では高山村の東方と鹿畑村を所領するようになり、維新期まで支配した。<br>本銀札の発行元は、当時高山村の庄屋兼高山・鹿畑両村の取締役を務めていた中谷吉兵衛で、久保の切池に居を構えていた豪農であった。吉兵衛は、醤油醸造業も行って蓄財し、土地集積も行っており、それらの資金力を背景に薩摩藩との物産交易も展開していた。<br>銀札版木は、銀五匁、銀壹匁(２組)、銀五分、銀三分、銀貳分の計 5 種類(6 組)が残存し、いずれも大坂の御用御銀札彫刻師であった藤樹西海堂（西海堂藤樹）の萬助が制作したものである。銀五分版を除く版木には木箱も付属する【写真 1・2、9・11】。<br>版木の材質はヒノキで、上・中・下の 3 部品で構成される。それらが両側面の貫木で連結・固定され、一つの版木をなしている【写真 6～8】。版面の摩滅は少なく、図像・文字は鮮明である。<br>額面を記す表の図像・文字は、匁版・分版ともに、上部 |

| | |
|---|---|
| | は上方に大黒天、その下に焔宝珠紋を刻む。中部は中央に額面、その両側に右から「慶応元丑季」「智行所嘉限」と刻む。なお、上部下方の宝珠の数と中部額面の数字は一致する。下部は上側に「堀田方」、その下には毘沙門亀甲紋地の中央に預札を意味する「預」を刻む【写真 4・13】。<br>　裏も匁版・分版ともに、上部は「和州　高山」、中部は雷紋地の中央に「此切手を以引替相渡可申候」と刻む。下部は中央上側に「中谷吉兵衛」、その下に篆書で「義顯」と刻み【写真 5・14】、その両側には宝尽くし紋を刻む【写真 4・13】。なお、宝尽くし紋のみ匁版と分版で紋様が若干異なる（匁版：左上から①不明②七宝③打出の小槌④隠れ蓑⑤宝鍵⑥隠れ笠⑦丁子⑧根引き松⑨分銅【写真 4】、分版：左上から①丁子②分銅③宝珠④打出の小槌⑤隠れ蓑⑥七宝と宝珠⑦隠れ笠⑧宝鍵⑨宝袋【写真 13】）。<br>　以上、版木に彫まれた図像・文字の線描幅は、細いところで 1mm 以下を測り、大変鋭利で精緻な仕上がりである。<br>　なお、旗本札として一枚紙に発行されたものには、表面の中部中央に「榮續」の朱印、裏面の上部中央に「引替所」の朱印が捺印される（『大和紙幣圖史』参照）。<br>　次に収納箱の墨書であるが、①は、右から「彫刻師 藤樹西海堂 ㊞」「御銀札五匁表裏入 壹組」。②は、右から「彫刻師 藤樹西海堂 ㊞」「御銀札壹匁表裏入 壹組」。③は、右から「御用御銀札彫刻師 西海堂萬助刀㊞」「御銀札壹組」【写真 1・2】。⑤は、右から「彫刻師 藤樹西海堂 ㊞」「御銀札三分表裏入 壹組」、裏書には「慶應元乙丑七月吉日」。その右下には異なる書体の「中澤佐兵」の墨書がある。⑥は、右から「彫刻師 藤樹西海堂 ㊞」「御銀札貳分表裏入 壹組」、裏書には「慶應元乙丑七月吉日」【写真 9・10】。<br>　一般的に江戸時代に発行された紙幣の版木は、現存事例が少ないのにもかかわらず、本品は、多種にわたる額面の版木が残っており、当時の貨幣流通を検討するうえでも大変重要な歴史資料であり、市指定文化財に指定するにふさわしいものである。 |
| ９．備考 | 保存・活用に係る評価<br>　これまで展示公開の機会はない。本品の保存状態は良好であるので、繊細な彫刻を施した版面の保護に留意しながら、今後、新指定を契機に生駒ふるさとミュージアムでの展示公開を積極的に進める必要がある。<br>　なお、本品をもとに発行された旗本札は、日本の兌換 |

| | |
|---|---|
| | 紙幣の先駆けといえる。限定された地域での流通ではあるが、貨幣の歴史や旗本札発行の流れ等を学ぶ歴史教材としての活用も期待できる。併せて、3D 計測で版木のレプリカが作成できれば、座学だけでなく、旗本札発行の体験学習等も可能となる。<br>現状と課題<br>　版木に刻まれた文字等は、全て反転された状態であるので、展示の際、よりよく理解してもらうためには、正しく印字された状態の補助資料の作成が必要である。<br>　箱のない銀五分版木については、破損・劣化を予防するためにも適切な専用容器を用意する必要がある。 |
| １０．その他参考となるべき事項 | 〈高山旗本札に係る調査研究事例〉<br>・『大和紙幣圖史』著者：大鎌淳正、発行所：㈶柳沢文庫、発行年：昭和 56 年 10 月 1 日。<br>　札及び、版木の調査所見を記述。札の表面中央には「榮續」の小判型朱印を押印、裏面の上部中央には「引替所」の朱印を押印していることを指摘。版木もこの度の指定文化財調書に記した 6 組と木箱の存在を把握しており、実見に基づく成果である。<br>〈県内の紙幣版木等の類例〉<br>・「旗本三好家銀札版木」<br>　丹後庄（たんごのしょう）協議会が所有する「旗本三好家銀札判木（匁判判木 1 組・入子 2 点・附、木箱 1 箱　分判判木 1 組・入子 2 点・附、木箱 1 箱　印章：3 点）」（慶応 2 年 4 月作成）が令和 6 年 3 月 29 日に大和郡山市の市指定文化財（歴史資料：市歴第 1 号）に指定されている。<br>〈大和国内での旗本札の発行状況〉<br>・史料館（通称：国立史料館）が平成 4 年（1992）に刊行した「日本実業史博物館旧蔵古紙幣目録（史料館所蔵史料目録 第 57 集）」によると、大和国では以下の 15 か所において旗本札の発行が確認できる。<br>　①十市郡田原本：平野氏②忍海郡西辻：水野氏③添下郡高山：堀田氏④宇智郡丹原：根来氏⑤十市郡豊田：佐藤氏⑥添下郡豊浦：片桐氏⑦宇陀郡福地：織田氏⑧山辺郡平等坊：山口氏⑨高市郡曽我、十市郡大福：多賀氏⑩葛下郡松塚・有井：桑山氏⑪添下郡伊豆七条：片桐氏⑫添下郡丹後庄・山辺郡守目堂：三好氏⑬十市郡池尻：赤井氏⑭添上郡椿井、式下郡法貴寺：長沢松平氏⑮添上郡中ノ川・坂原、高市郡坊城：金春氏 |

【写真1】版木①～③及び木箱

【写真2】版木①～③及び木箱裏面

（上部）

智行所嘉限

（中部）

慶應元丑季

替相渡可申候

此切手を以引

（下部）

【写真3】版木①表
（反転写真）

【写真4】版木①裏
（反転写真）

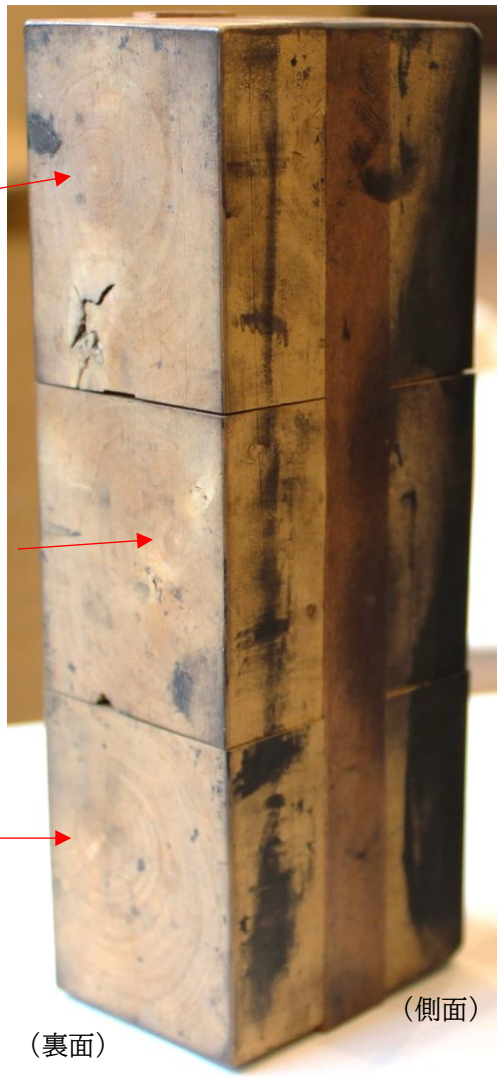

（裏面）

（側面）

【写真6】版木②裏の裏面で確認できる柾目

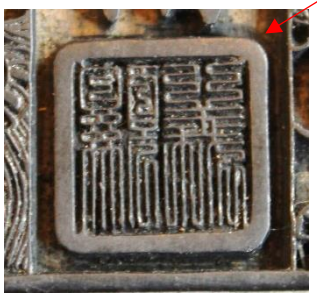

【写真5】版木①篆書部分拡大
（反転写真）

【写真7】版木① 版木側面寄りを丸彫りで整える

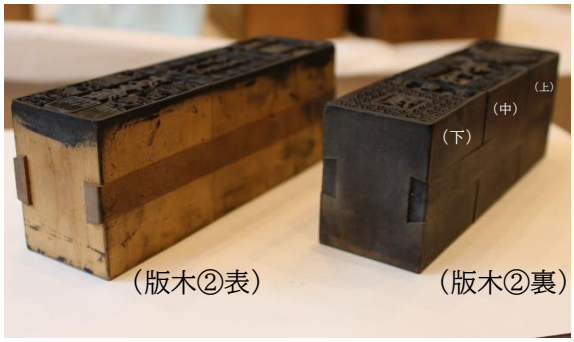


【写真8】版木② 両側面の貫木で上・中・下の版木を連結する

【写真9】版木④～⑥及び木箱

大坂［　　］
御銀札印判師
納［　　］西海堂

【写真10】押印部拡大

【写真11】版木④～⑥及び木箱裏面

【写真12】版木⑥表
（反転写真）

【写真13】版木⑥裏
（反転写真）

【写真15】版木⑤表

【写真14】版木⑥篆書部分拡大
（反転写真）

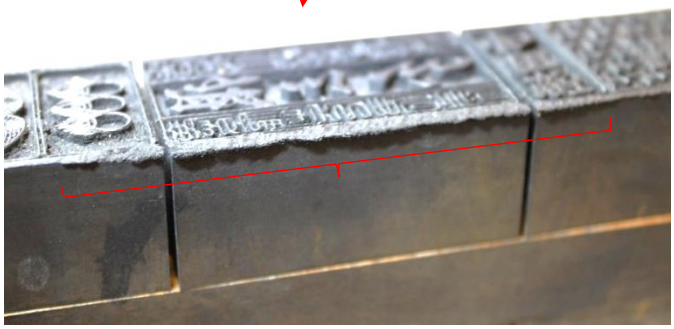

【写真16】押印過多による版面輪郭線の変形か

【写真17】版木②木箱小口面の木釘位置
押し引き式の蓋は断面台形をなす

【写真18】版木②木箱側面

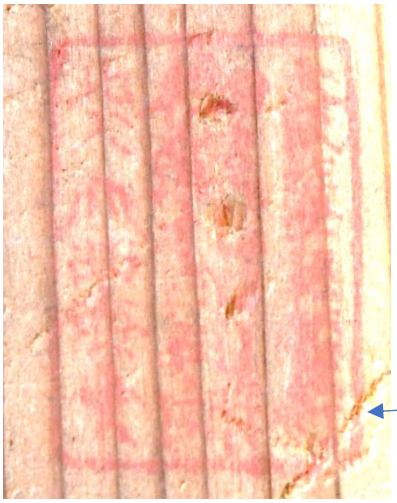

【写真19】版木③ 押印部拡大

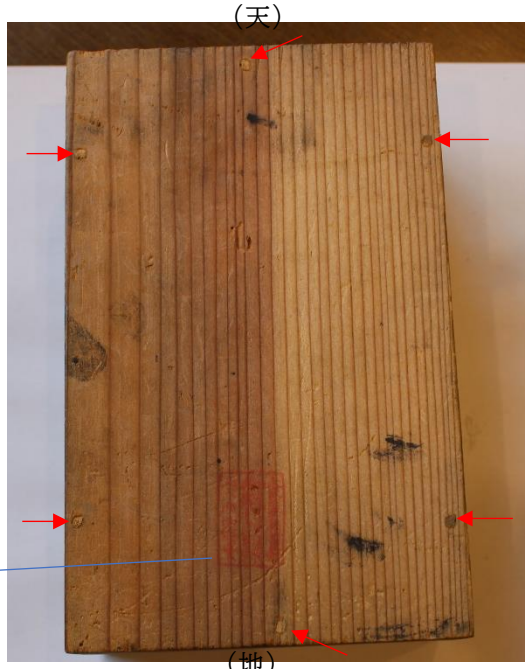


【写真20】版木③ 木箱裏面の木釘位置

【写真21】版木③ 木箱側面の
木釘位置

大坂［　］
御銀札印判師
［西海堂］

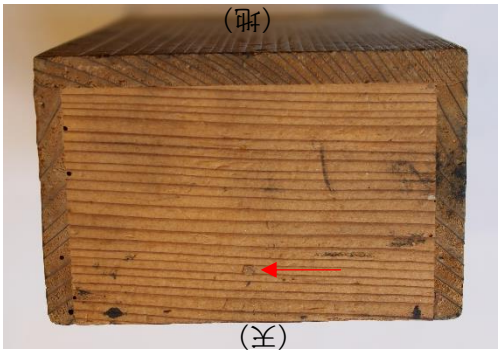


【写真22】版木③ 木箱小口面

版木及び収納箱 法量一覧(単位:㎝)

<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2"></th><th colspan="3">縦</th><th rowspan="2">横</th><th rowspan="2">高さ</th><th rowspan="2">備考</th><th colspan="3">箱身</th><th colspan="3">箱蓋(上面/下面)</th><th rowspan="2">備考</th></tr>
<tr><th>(上部)</th><th>(中部)</th><th>(下部)</th><th>縦</th><th>横</th><th>高さ</th><th>縦</th><th>横</th><th>厚さ</th></tr>
<tr><td rowspan="6">匁版</td><td rowspan="2">①</td><td colspan="3">14.3</td><td rowspan="2">3.8</td><td rowspan="2">5.0</td><td rowspan="2">・柾目材を使用</td><td rowspan="2">16.65</td><td rowspan="2">11.2</td><td rowspan="2">6.7</td><td>15.9</td><td>9.7</td><td rowspan="2">0.6<br>～<br>0.7</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>4.95</td><td>4.8</td><td>4.55</td><td>16.0</td><td>10.0</td></tr>
<tr><td rowspan="2">②</td><td colspan="3">14.3</td><td rowspan="2">3.8</td><td rowspan="2">5.0</td><td rowspan="2">・柾目材を使用</td><td rowspan="2">16.7</td><td rowspan="2">11.2</td><td rowspan="2">6.9</td><td>15.9</td><td>9.75</td><td rowspan="2">0.6<br>～<br>0.7</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>4.9</td><td>4.7</td><td>4.7</td><td>16.05</td><td>9.95</td></tr>
<tr><td rowspan="2">③</td><td colspan="3">14.25</td><td rowspan="2">3.8</td><td rowspan="2">5.2</td><td rowspan="2">・柾目材を使用</td><td rowspan="2">16.55</td><td rowspan="2">10.5</td><td rowspan="2">6.8</td><td>15.75</td><td>8.95</td><td rowspan="2">0.7</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>5.0</td><td>4.55</td><td>4.7</td><td>15.7</td><td>9.15</td></tr>
<tr><td rowspan="6">分版</td><td rowspan="2">④</td><td colspan="3">13.8</td><td rowspan="2">2.7</td><td rowspan="2">5.0</td><td rowspan="2">・柾目材を使用</td><td colspan="9">箱なし</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>4.85</td><td>4.4</td><td>4.55</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑤</td><td colspan="3">13.85</td><td rowspan="2">2.7</td><td rowspan="2">5.0</td><td rowspan="2">・柾目材を使用</td><td rowspan="2">15.9</td><td rowspan="2">8.05</td><td rowspan="2">6.75</td><td>15.15</td><td>6.80</td><td rowspan="2">0.5<br>～<br>0.6</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>4.85</td><td>4.5</td><td>4.5</td><td>15.10</td><td>7.00</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑥</td><td colspan="3">13.8</td><td rowspan="2">2.7</td><td rowspan="2">5.0</td><td rowspan="2">・柾目材を使用</td><td rowspan="2">15.9</td><td rowspan="2">8.2</td><td rowspan="2">6.85</td><td>15.15</td><td>6.75</td><td rowspan="2">0.5<br>～<br>0.6</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>4.8</td><td>4.5</td><td>4.5</td><td>15.15</td><td>7.0</td></tr>
</table>

資料4

## 〈案件２〉令和７年度事業執行状況（中間報告）

１　埋蔵文化財等各種調査

〇埋蔵文化財（令和７年８月22日現在）

ア)届出、通知　14件

| | |
|---|---|
| 発掘調査 | １件（93条）、１件（94条） |
| 立会調査 | １件（93条） |
| 慎重工事 | ９件（93条）、１件（94条） |
| 一部変更願 | １件（93条） |

イ)踏査願　１件【令和６年度提出分】

①北田原町 宅地造成事業に係る踏査　　開発面積：118,903.71㎡

踏査実施日：令和７年６月５日　所見：顕著な遺構なし。

ウ)高山地区第２工区開発事業に係る試掘調査（保護法第99条）

①45地点の調査にむけた現地進入路（約90㎡）除草伐採木業務

実施期間：令和７年６月１２日

今後の予定：調査予定範囲周辺の樹木伐採、進入路整備、試掘調査。

２　市史編さん事業との連携・調査業務

〇建造物関係

・建造物詳細調査の日程調整及び、立会（奈良文化財研究所への委託業務）

・個人所有建造物３件（鬼取町１件、高山町２件）

〇宝幢寺所蔵史料（典籍・聖教・版木類）目録の作成（４月末～７月）

３　指定文化財保存等事業補助金の交付

・国宝・重要文化財　建造物防火管理等補助（防災設備保守点検、機器取替等の小修理）
長福寺・寳山寺・長弓寺・圓證寺・寳幢寺・圓福寺・高山八幡宮

・県指定文化財　往馬大社の火祭り

・市指定文化財　高山八幡宮宮座行事

４　文化財活用普及事業

・歴史読本の配布（４月、小学６年生対象・1,190部）

５　協議会・研修会など

〇奈良県文化財保護活用協議会総会（R7.5.22、奈良市）

〇奈良県市町村文化財保護行政担当者会議（R7.7.4、橿考研）

〇第 10 回文化財防犯・防火・防災関係者連絡会議（R7.7.29、橿考研）

６　その他

次年度以降の県指定文化財保存修理事業について

資料5

# 生駒市内指定文化財一覧表

令和7年4月1日現在

| | 種　類 | 名　称 | 指定年月日 | 員数 | 所有者(管理者管理団体) | 所在地 | 時代 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 国宝 | 建造物 | 長弓寺本堂 | 昭和28年11月14日 | 1棟 | 長弓寺 | 上町 | 弘安2年　鎌倉 |
| | 工芸 | 金銅能作生塔 | 昭和30年2月2日 | 1基 | 長福寺 | 東博 | 鎌倉 |
| 重要文化財 | 建造物 | 長福寺本堂 | 明治32年4月5日 | 1棟 | 長福寺 | 俵口町 | 鎌倉後期 |
| | | 宝幢寺本堂 | 明治37年2月18日 | 1棟 | 宝幢寺 | 小平尾町 | 室町前期 |
| | | 円福寺本堂 | 大正11年4月13日 | 1棟 | 円福寺 | 有里町 | 応安4年　室町 |
| | | 円福寺宝篋印塔 | 昭和30年2月2日 | 2基 | 円福寺 | 有里町 | 永仁元年　鎌倉 |
| | | 宝篋印塔 | 昭和32年2月19日 | 1基 | 有里外9カ大字 | 有里町 | 正元元年　鎌倉 |
| | | 宝山寺獅子閣 | 昭和36年3月23日 | 1棟 | 宝山寺 | 門前町 | 明治15年　明治 |
| | | 円証寺五輪塔 | 昭和36年3月23日 | 1基 | 円証寺 | 上町 | 天文19年　室町 |
| | | 円証寺本堂 | 昭和46年6月22日 | 1棟 | 円証寺 | 上町 | 天文21年　室町 |
| | | 高山八幡宮本殿 | 昭和53年5月31日 | 1棟 | 高山八幡宮 | 高山町 | 元亀3年　室町 |
| | 絵画 | 絹本著色愛染明王像 | 明治42年4月5日 | 1幅 | 宝山寺 | 奈良博 | 鎌倉 |
| | | 絹本著色春日曼荼羅図 | 明治42年4月5日 | 1幅 | 宝山寺 | 奈良博 | 南北朝 |
| | | 絹本著色弥勒菩薩像 | 明治32年8月1日 | 1幅 | 宝山寺 | 東博 | 鎌倉 |
| | 彫刻 | 木造文殊菩薩騎獅像・普賢菩薩騎象像 | 明治39年9月6日 | 2躯 | 円証寺 | 上町 | 平安 |
| | | 厨子入木造五大明王像 | 大正元年9月3日 | 5躯 | 宝山寺 | 門前町 | 元禄14年　江戸 |
| | | 木造十一面観音立像 | 昭和11年9月18日 | 1躯 | 長弓寺 | 上町 | 平安 |
| | | 木造不動明王及脇侍像・銅造倶利迦羅竜剣 | 平成28年8月17日 | 5躯1基 | 宝山寺 | 門前町 | 江戸 |
| | 書跡 | 能本世阿弥筆 | 昭和47年5月30日 | 5巻 | 宝山寺 | 門前町 | 室町 |
| | 考古資料 | 大和竹林寺忍性墓出土品 | 昭和62年6月6日 | 1括 | 竹林寺 | 唐招提寺 | 嘉元元年　鎌倉 |
| | 工芸 | 黒漆厨子 | 昭和11年9月18日 | 1基 | 長弓寺 | 上町 | 鎌倉 |
| 国指定史跡 | | 行基墓 | 大正10年3月3日 | | 竹林寺 | 有里町 | |
| 登録有形文化財 | | 旧生駒町役場庁舎 | 平成22年4月28日 | 1棟 | 生駒市 | 山崎町 | 昭和8年　昭和 |
| | | 冨田家住宅主屋ほか8棟 | 平成28年11月29日 | 9棟 | 冨田純弘 | 高山町 | 明治23年　明治 |
| 無形文化財 | 選定保存技術 | 屋根瓦葺(本瓦葺) | 平成19年9月6日 | 団体 | 日本伝統瓦技術保存会(事務局:山本瓦工業株式会社) | 谷田町 | |
| 県指定 | 絵画 | 絹本著色生駒曼荼羅 | 平成3年3月8日 | 1幅 | 往馬大社 | 奈良博 | 康正2年　室町 |
| | | 紙本墨画十巻抄 | 平成6年3月25日 | 10巻 | 宝山寺 | 門前町 | 嘉禄2年　鎌倉 |
| | | 絹本著色楊柳観音像 | 平成30年2月2日 | 1幅 | 長弓寺円生院 | 奈良博 | 南宋～元 |
| | 彫刻 | 木造地蔵菩薩立像 康俊、康成作 | 昭和44年3月28日 | 1躯 | 長弓寺宝光院 | 上町 | 正和4年　鎌倉 |
| | | 木造僧形八幡神坐像・木造女神坐像 | 平成13年3月30日 | 2躯 | 法楽寺 | 高山町 | 平安 |
| | | 木造釈迦如来坐像 | 平成20年3月28日 | 1躯 | 円証寺 | 上町 | 鎌倉 |
| | | 木造四天王立像 | 令和6年3月22日 | 4躯 | 法楽寺 | 高山町 | 平安 |
| | 書跡 | 観世世阿弥能楽伝書 | 昭和29年3月8日 | 8点 | 宝山寺 | 門前町 | 室町 |
| | | 金春禅竹能楽伝書 | 昭和29年4月8日 | 5点 | 宝山寺 | 門前町 | 室町 |
| | 歴史資料 | 金春家武芸関係資料 | 平成18年3月31日 | 13巻 | 宝山寺 | 門前町 | 桃山～江戸 |
| | 工芸 | 木造黒漆塗彩絵厨子 | 昭和62年3月10日 | 1基 | 長福寺 | 奈良博 | 正和2年　鎌倉 |
| | 有形民俗文化財 | 乙田浄瑠璃・芝居資料 | 平成19年3月30日 | 214点 | 萩の台文化財保存会 | 萩の台 | |
| | 無形民俗文化財 | 生駒(往馬坐伊古麻都比古神社)の火祭り | 平成23年3月30日 | | 往馬大社火祭り保存会 | 壱分町 | |
| | 史跡 | 美努岡萬墓 | 昭和60年3月15日 | 1基 | 生駒市 | 青山台 | 奈良 |
| | 天然記念物 | 往馬大社の社そう | 平成10年3月20日 | | 往馬大社 | 壱分町 | |
| 市指定 | 古文書 | 傘形連判状 | 平成21年1月23日 | 7点 | 生駒市教育委員会 | 東新町 | 慶応4年　江戸末期 |
| | | 公慶上人関係史料 | 平成21年1月23日 | 6点 | 法楽寺 | 高山町 | 貞享2年～元禄16年　江戸前期 |
| | 石造遺物 | 伊行氏関連石造遺物群 | 平成27年3月23日 | 1括 | 石仏寺 | 藤尾町 | 鎌倉 |
| | | | | | 無量寺 | 壱分町 | 鎌倉 |
| | 無形民俗文化財 | 高山八幡宮宮座行事 | 平成14年9月27日 | | 高山八幡宮宮座 | 高山町 | |

資料5

資料6

○生駒市文化財保護条例

昭和 54 年 3 月 27 日
条例第 6 号

生駒市文化財保護条例をここに公布する。

生駒市文化財保護条例

（目的）

第 1 条　この条例は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）第 182 条第 2 項の規定に基づき、法及び奈良県文化財保護条例（昭和 52 年奈良県条例第 26 号。以下「県条例」という。）の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、市内に存するもののうち市にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上を図ることを目的とする。

（平 17 条例 3・一部改正）

（定義）

第 2 条　この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

（1）　建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍　古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料

（2）　演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの

（3）　衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で住民生活の推移の理解のため欠くことのできないもの

（4）　貝づか、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの

（5）　庭園、橋梁、峡谷、山岳その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの

（6）　動物、植物及び地質鉱物で学術上価値の高いもの

（財産権の尊重等）

第 3 条　生駒市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、この条例の施行に当たっては関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

（指定）

第 4 条　教育委員会は、市内に存する文化財（法及び県条例の規定により指定されたものを除く。）のうち生駒市にとって重要なものを生駒市指定文化財（以下「指定文化財」という。）に指定することができる。

2　前項の指定をしようとするときは、あらかじめ、文化財の所有者（所有者が判明しないときは権原に基づく占有者）、保持者又は管理者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。

3　第 1 項の規定による指定をしようとするときは、教育委員会は、あらかじめ生駒市文化財保護審議会に諮問しなければならない。

（指定の解除）

第 5 条　教育委員会は、指定文化財がその価値を失った場合その他特別の理由があるときは、指定を解除することができる。

2　前項の規定により指定を解除しようとするときは、前条第 3 項の規定を準用する。

（告示及び通知）
第６条　教育委員会は、第４条の規定による指定又は前条の規定による指定を解除したときは、その旨を告示し、かつ、指定文化財の所有者等に通知しなければならない。
（市民及び所有者等の心構え）
第７条　市民は、文化財の愛護に努めるとともに、教育委員会がこの条例の規定に基づいて行う措置に誠実に協力しなければならない。
２　文化財の所有者等は、文化財が貴重な財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけその文化的活用に努めなければならない。
３　道路その他の土木工事又は住宅地造成等の開発行為を行う者は、その事業活動の実施に当たっては、文化財が保護されるよう配慮し、保存に協力しなければならない。
（管理）
第８条　指定文化財の所有者等は、教育委員会の指示又は助言に従い、指定文化財を管理しなければならない。
（所有者等の届出義務）
第９条　次の各号の１に該当するときは、指定文化財の所有者等は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。
（１）　指定文化財の全部若しくは一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。
（２）　指定文化財の所有権又は管理権を他に譲渡したとき。
（３）　指定文化財の所在の場所を変更したとき。
（４）　他の指定を受けたとき。
（現状変更等の制限）
第10条　指定文化財の所有者等が、当該指定文化財の現状を変更しようとするとき、又はその保護に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。
２　教育委員会は、前項の許可を与える場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。
（環境保全）
第11条　教育委員会は、指定文化財の保護のため必要があるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。
２　前項の規定による処分によって損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。
（管理又は修理の補助）
第12条　指定文化財の管理又は修理に要する経費は、所有者等の負担とする。ただし、その経費が多額であるためその負担にたえない場合には、市は予算の範囲内において、その経費の一部を補助するものとする。
２　教育委員会は、前項の補助金を交付する場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。
３　第１項の規定により補助金の交付を受けた所有者等が、次の各号の１に該当したときは、市は当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
（１）　管理又は修理に関し、この条例又は規則に違反したとき。
（２）　補助金交付の目的以外の目的に補助金を使用したとき。
（３）　前項の規定により付された条件に従わなかったとき。

（公開等）
第 13 条　教育委員会は、指定文化財の所有者等に対し、一定の期間を限って、教育委員会が行う公開に供するため、指定文化財の公開又は出品を求めることができる。
２　前項の規定による公開又は出品のため要する費用は、その全部又は一部を市の負担とする。
３　第１項の規定による公開又は出品したことに起因し、指定文化財が滅失し、又はき損した場合は、市はその所有者等に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者等の責に帰すべき理由により滅失し、又はき損したときは、この限りでない。
（調査）
第 14 条　教育委員会は、必要があると認めるときは、所有者等に対し、指定文化財の現状及び管理の状況について報告を求めることができる。

（審議会の設置及び任務）
第 15 条　教育委員会に生駒市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。
２　審議会は、教育委員会の諮問に応じ審議、答申を行うとともに、文化財に関して意見を具申することができる。
（組織）
第 16 条　審議会は、7 人以内の委員をもって組織する。
２　委員は、文化財に関し高い識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。
（任期）
第 17 条　委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
２　委員は、再任を妨げない。
（会長等）
第 18 条　審議会に会長及び副会長を置く。
２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。
３　会長は、審議会の会務を総理する。
４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
（会議）
第 19 条　審議会の会議は、会長が招集する。
２　会議は、委員の半数以上出席しなければこれを開くことができない。
３　会議の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決する。

（委任）
第 20 条　この条例の施行に関して必要な事項は、教育委員会規則で定める。
附　則
この条例は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。
附　則（平成 17 年 3 月条例第 3 号）
この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。